

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 東神楽町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
1,248	1,652	142	3,042

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,041	4,863	178	146	8	6,219	
専用水道特別会計	12	7	5	5	-	-	
一般会計等	5,054	4,870	183	152	-	6,219	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計事業勘定	5	3	2	2	-	-	-	
国民健康保険特別会計診療施設勘定	201	185	16	16	-	-	-	
水道事業会計	59	97	△ 38	88	32	562	360	法適用
公共下水道特別会計	277	274	3	3	97	1,556	800	法非適用
簡易水道特別会計	1	1	0	0	1	-	-	法非適用
公営企業会計等 計				109		2,118	1,160	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
大雪清掃組合	402	398	4	4	-	282	43	
大雪葬斎組合	17	16	1	1	-	-	-	
大雪消防組合	642	632	10	10	-	431	121	
大雪地区広域連合								
一般会計	1,033	1,027	6	6	-	-	-	
介護保険特別会計	2,268	2,238	30	30	-	-	-	
国民健康保険特別会計	4,012	3,604	408	408	-	-	-	
老人保健特別会計	568	506	62	62	-	-	-	
後期高齢者医療特別会計	321	247	74	74	-	-	-	
上川教育研修センター組合	34	32	2	2	-	-	-	
上川広域滞納整理機構	0	0	0	0	-	-	-	
一部事務組合等 計				597		713	164	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
東神楽町土地開発公社	△ 1	26	5	-	-	168	-	-	
東神楽新都市開発公社	△ 2	29	26	-	-	-	128	13	
新大雪霊園	△ 1	39	41	-	-	-	270	27	
地方公社・第三セクター等 計			72	-	-	168	398	40	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金(a)	395	515	120
減債基金(b)	226	294	68
その他充当可能基金(C)	552	493	△ 59
充当可能基金計(d)	1,173	1,302	129

(単位: 百万円)

その他基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
備荒資金(超過分)(e)	29	29	
合併特例債により達成された基金(f) (該当する市町村のみ記載)	-	-	
その他(d-e+f)いずれにも当てはまらない基金(g)	-	-	
合計(d+e+f+g)	1,202	1,331	129

- (注) 1 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。  
 2. 上記基金は地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額であり、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.46	4.98	0.52	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	5.26	8.56	3.30	△ 20.00	△ 40.00	公共下水道特別会計	-	-	-
実質公債費比率	20.4	19.2	△ 1.2	25.0	35.0	簡易水道特別会計	-	-	-
将来負担比率	83.7	61.8	△ 21.9	350.0					
財政力指数	0.37	0.38	0.01						
経常収支比率	86.1	77.7	△ 8.4						

- (注) 1 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。  
 2 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。